

男女共同参画審議会 会議経過要旨

会 議 名	令和2年度第2回木津川市男女共同参画審議会		
日 時	令和2年10月6日(火) 午後2時から4時	場 所	女性センター 講習室
出 席 者	委 員 ■ : 出席 □ : 欠席	第1号委員 (学識経験者)	■ 有賀 やよい委員(会長) ■ 太田 智之委員
		第2号委員 (市民)	■ 浅田 武之委員 ■ 藤井 千賀委員 ■ 須田 利夫委員
		第3号委員 (各種団体の代表者)	■ 秋田 耕司委員(副会長) □ 福井 康裕委員 □ 木下 澄子委員 ■ 松本 也寿子委員
		第4号委員 (公募に応じた市民)	■ 福本 桂子委員
	庶 務 ( 事 務 局 )	山本部長、吉岡課長、波多野所長、木村係長	
傍 聴 者	なし		
議 題	<p>1. 開会</p> <p>2. 会長挨拶</p> <p>3. 部長挨拶</p> <p>4. 議事</p> <p>(1) 報告事項</p> <p>①木津川市男女共同参画計画後期計画～新キラリさわやかプラン～の進捗について</p> <p>②委員会・審議会等の女性の登用状況について</p> <p>(2) 審議事項</p> <p>第2次木津川市男女共同参画計画の策定について</p>		

素案について

5. その他

① 次回審議会について

② その他

6. 閉会

会議結果  
要 旨

1. 開会

事務局より、開会を宣言した。

2. 会長挨拶

会長より、第2回木津川市男女共同参画審議会開催にあたり、挨拶があった。

3. 部長挨拶

市民部長より、第2回木津川市男女共同参画審議会開催にあたり、挨拶があった。

4. 議事

(1) 報告事項

①木津川市男女共同参画計画後期計画～新キラリさわやかプラン～の進捗について (配布資料1. 2)

②委員会・審議会等の女性の登用状況について (配布資料3. 4)

事務局より、資料を基に説明した。

(2) 審議事項

第2次木津川市男女共同参画計画の策定について

① 素案について

事務局より、資料を基に説明した。

5. その他

① 次回審議会について

② その他

6. 閉会

## 会議経過 要 旨

### 1. 開会

事務局より、開会を宣言した。

### 2. 会長挨拶

有賀会長：みなさんこんにちは。

コロナの方は少しずつ落ち着きつつあるのかと思うなか、まだ多くの活動が制限されています。今日は報告事項、後期計画の進捗状況を確認し、次の第2次キラリさわやかプランに繋げる大事な節目の会議ですので、熱心な議論をお願いします。

コロナの影響で、男女共同参画に相反するようなDVの増加、児童虐待の増加などが報告されており、しっかり取り組んでいく必要があるかと思えます。よろしくお願ひいたします。

### 3. 部長挨拶

部 長：おはようございます。市民部長の山本でございます。

さて、昨年度に木津川市の第2次計画の策定にあたり実施した市民アンケートの結果については、固定的な役割分担意識の存在や、女性の家庭生活と社会生活の両立の困難さなど諸課題がまだまだあるということが実感されるような結果になったと考えております。これらの課題を解決し、ジェンダー平等の実現に向けて今後10年間に取り組むべき男女共同参画、女性活躍を推進するための計画となりますよう、皆様におかれましては引き続きご支援ご指導を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

#### 【資格審査報告】

事務局：欠席連絡は福井委員と木下委員の2名で、現在の出席者数は8名です。木津川市男女共同参画推進条例施行規則第14条第2項の規定「半数以上の出席」を満たしているため、本会議は成立することをご報告させていただきます。

#### 【議長の選出】

事務局：議長選出について、木津川市男女共同参画推進条例施行規則第13条第3項の規定に基づき、以下の議事進行について有賀会長にお願いします。よろしくお願ひいたします。

## 5. 議 事

### (1) 報告事項（配布資料 No.1.2.3.4）

①木津川市男女共同参画計画後期計画～新キラリさわやかプラン～の進捗について

②委員会・審議会等の女性の登用状況について

事務局より、資料を基に説明した。

議 長： まず、報告事項、木津川市男女共同参画計画後期計画～新キラリさわやかプラン～の進捗について事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料1 木津川市男女共同参画計画後期計画事業調査ですが、本来、令和元年度第3回の審議会で報告する予定をしていました。新型コロナウイルス感染防止のため、会議を中止としたため、今回の会議にて報告となりました。平成30年度の事業調査を令和元年に実施しました。調査票は、後期計画の5つの基本目標と11の重点目標、92の具体策について各課に照会をかけ、実施状況をまとめたものです。毎年調査をしていて、ほとんどの項目が「A」または「B」ですが、今回は「C」の項目を見ていただきたい。

52-4 文化財保護課の審議会における女性委員の割合について、「女性委員の登用率を令和2（2020）年度までに35%にすることを目標とする計画的な推進」ということで、審議会担当の文化財保護課に確認したところ、評価が「C」であり、「審議委員10名のうち1名が女性委員。高麗寺跡史跡整備委員会は8名のうち女性委員が0」ということであった。53-4と併せて説明する。実施結果は、「審議委員10名のうち1名が女性」ということで35%に満たないということであるが、「高麗寺跡史跡整備委員会は8名のうち女性委員が0」これは平成30年度の内容となっており、文化財保護審議会は令和元年6月に改選し、委員総数9名のうち女性委員が3名となった。内訳は地域委員が1名、公募委員が2名。令和元年は人数が増えている。

各委員会、審議会における公募制の導入の促進について、昨年改選の際に公募を取り入れて女性委員が増えた。平成30年度は「C」だが、令和2年度に実施する令和元年度の調査結果は「A」か「B」になってくる。

例年と同じ取組をどの課も実施しており、評価はAかBになっている。委員公募制について、改選の際に公募を取り入れて女性委員が増えた。

例年と同じような取組をどこの課もしており、どの課もほとんどの項目が「A」または「B」という評価となっている。

資料2 男女共同参画の推進に関する評価指標をご覧いただきたい。評価方法は庁内データということで各課に照会をかけている。市の計画策定時、平成21年4月現在と平成22年4月現在、平成31年4月現在と令和2年4月現在のそれぞれの数字を入れている。審議会における女性委員の割合、女性委員のいない審議会数、市（府）の女性管理職の登用割合（課長担当職以上）、市（府・国）の男性職員の育児休業取得率、男女共同参画人材リスト登録者数、育児期にある女性の労働力率の6つであります。

審議会等における女性委員の割合は、令和2年4月現在、39.4%となっている。

詳細は、資料3に「木津川市における庁内審議会等の女性委員の登用状況」で一覧表にまとめている。この表については、黄色の枠の審議会について数字を見ている。令和2年4月1日現在、第1次計画策定時に存在した審議会で見えており、その部分に黄色の色を付けている。

一番下に審議会の総数と女性の人数と%を入れている。審議会数は平成21年から存在する審議会が全部で37あり、審議会委員の総数584人に対して女性が230人で39.4%となる。女性委員のいない審議会数は0でした。昨年は、女性委員のいない審議会数が2つあったが、この表は令和2年4月1日現在で、前年度と比較するために平成31年4月1日現在の数字も入れている。4番目の監査委員は平成31年4月1日現在、女性委員は0であったが、今年度4月1日現在は、総数2人で女性1人（識見委員、議員選出）、農業委員会（農地最適化推進員を除く）、4月1日現在は女性委員が1名となっている。

資料4の管理職の女性割合には各段階のそれぞれの総数と女性割合が入っている。「⑦管理職の女性割合」をみていただきたい。令和2年4月1日現在、総数95人に対して女性が24人で女性割合は25.3%となっており、この数字が資料3評価指標の「市・府の女性管理職の登用割合」に入ります。

各役職段階の女性割合は、「⑧各役職段階の女性割合」は、部次長、課長、課長補佐、係長、それぞれ総数と、女性の数と女性割合を入れている。

指標の4番、市の「男性職員の育児休業取得率」は、4番目に、平成31年1月1日から令和元年12月31日。職員の休暇は暦年なので、暦年でデータを挙げている。

女性の取得率は育児休業取得率が100%、男性は28.6%。人事秘書課に確認したところ、対象者7人に対して2人の男性職員が育児休業を取ったということであった。

5番の男性職員の配偶者出産支援休暇及び育児参加休暇の取得率及び平均取得日数を上げているが、出産支援休暇は対象7人に対して取得も7人で100%だが、育児参加休暇は、対象7人に対して4人が

取得したということで、57.1%となっている。出産支援休暇は2日と決まっており、出産時の立ち合いや退院時に取得されることが多い。こちらは100%取得されている。育児参加休暇は7人中4人ということで、育児参加休暇は5日間、期間は産前産後8週間の間にとる休暇である。子どもの育児、妻の出産にあたって上の子の（小学校就学までの子どもに限る）面倒を見なければいけないなどで使われているケースもある。

④育児休業取得率は、28.6%。2人のうち1人は1か月未満、もう1人は3か月取得した。育児参加という形で、産前産後8週間が取得期間となっている。こちらのほうは7人中4人が取得したという状況である。育児休業取得者の2人のうち1人は1ヶ月未満（12日）ぐらいである。もう1人の職員は3ヶ月取得したということで感想を聞くと、「とても有意義で充実していた」ということであった。おむつ替えやミルクをあげる、妻を休ませるために掃除や洗濯など家事一般をしていた。職場と話し合った結果、3か月ほど休むことができて、またスムーズに仕事復帰することができたということであった。

資料2「男女共同参画の推進に関する評価指標」で、市の男性職員の育児休業取得率は現状値が28.6%となっている。男女共同参画人材リスト登録者数は88人、育児期にある女性の労働力率には国勢調査の数字を入れている。国勢調査は、直近は平成27年に実施されたものであり、30歳から34歳は67.8%、35歳から39歳は65.1%となっている。目標値に達したかどうかについては、審議会等における女性委員の割合は、市の目標値が35%に対して現状値が39.4%ということで目標を達成している。女性委員のいない審議会数は、市の目標値0に対して今年4月1日現在0ということで、目標を達成している。

市（府・国）の女性管理職の登用割合（課長相当職以上）は、市の目標値が30%に対して現状値が25.3%ということで、達成できなかったため、引き続き推進していく必要がある。

市（府・国）の男性職員の育児休業取得率は市の目標値が10%、現状値が28.6%なので、目標を達成している。

男女共同参画人材リスト登録者数は、市の目標値が150人に対して現状値が88人で、目標を達成できなかった。育児期にある女性の労働力率については、市の目標値が5%増加ということで、30～34歳は、令和2年4月は67.8%、平成21年4月は56.6%ということで、5%以上の増加で目標を達成している。35～39歳の数字は、令和2年4月の65.1%に対し、平成21年4月は54.2%ということで10%以上も増加しているので目標を達成している。この指標で、市（府）の女性管理職の登用割合と男女共同参画人材リスト登録者数は市の目標値を達成できなかった。

資料1、2、3、4の説明については以上です。

議長： 多岐にわたる資料ですが、資料2を見るとこれまでにないくらい達成しています。これだけ〇がついたことはかつてなかったという気がします。市の現状を見ると、目標を超えるものもあって、変わってきていることは事実だと思います。ただ、変わってきていることが全ての人にとって幸せなことかという、その質はもう少し深めていく必要があると思います。

何かご質問やご意見はございませんか。

委員： 男女共同参画人材リスト登録に関するPRはしていますか。

事務局： 年1回、「男女共同参画人材リストにご登録ください」と広報きづがわに掲載しています。HPにも載せていますがなかなか難しい状況です。

議長： 自分に何ができるか、自信をもって手を上げてくれる人は少ないかもしれません。一般公募だけでは登録は難しい。

委員： 事業調査票（資料1）の6ページの下から4番目「京力農場プラン」とはどういうものでしょうか。

事務局： 「協力」により「強力」になる「京力」です。

委員： 農業委員でもこれから取り組みます。

委員： 評価「B」を見ていると、リーフレットを配架する施策に「B」が多いが、どういう状況になれば「A」になるのかと疑問を感じました。

事務局： 「ただ置いているだけ」ということで「B」評価にしています。例えば、特設のコーナーを作るとか、会議で配るとか、置いてあるだけではなく、工夫などしているものを「A」という評価にしています。

事務局： 上部団体から送られてきたものを置いているだけということです。

委員： プラスアルファがあればということですね。

委員： 男女共同参画人材リストは、私も広報を見ても見逃していました。登録してくれそうな女性はいらっしやると思うのですが、どの程度で登録したらよいか。登録したらどうなるのか具体的に載っているのですか。自分も会議委員になってから登録しましたが、会議に呼ばれた



こともないので、登録した人はどの程度活用されているのでしょうか。

事務局： 講座の講師はそのリストの中から選出して依頼したりしています。昨年人材リストを整理しました。合併後はそのままでしたが、亡くなっている人もあったので整理しました。講座の講師や審議会委員の候補としてリストを活用しています。本人が辞退されたら委員会や講座に来ていただけない状況になります。講座の講師にお願いした人にはもれなく登録をお願いしていますが、どうすれば増えるかいいお知恵があれば教えていただきたいです。

委員： 講座の講師となると難しいです。

事務局： 11月の実施予定は、アロマとハンドマッサージです。プロでなくてもよいのですが、その辺りの基準も微妙なところです。例えば審議会委員の候補者として登録された人を将来的に選んでいただくとかいうのも。

議長： そうしたらまた、いろいろな機会を見つけて声を掛けていただきたいと思います。また、せっかくのリストを活用できるように。他にご意見はございませんか。こういうリストの活用は計画案にも盛り込まれていると思うので、最後に素案の説明をお願いします。

## (2) 審議事項

### 第2次木津川市男女共同参画計画の策定について

議長： 審議事項の第2次木津川市男女共同参画計画の策定について、素案について、事務局からご説明をお願いします。

事務局より第2次木津川市男女共同参画計画の策定について、資料を基に説明した。

事務局： 素案の説明をする前に、前回、骨子案を審議いただきました。その内容についてご確認をお願いしたい。前回の審議会では、骨子案について、事務局から計画の趣旨と内容について説明した。趣旨としては、男女共同参画計画の期間が終了する為、これを引き継ぐ計画として、2次計画を策定するものである。また、計画の位置づけは、1次計画と同様、男女共同参画社会基本法及び本市の男女共同参画推進条例に

規定されている市町村男女共同参画計画として策定する。2次計画では、配偶者からの暴力の防止や被害者の保護等に関する法律における市町村DV防止基本計画、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律における市町村女性活躍推進計画を包含する計画とするものである。計画の内容は、計画策定の背景として、木津川市の現状、男女共同参画に関わる社会、国、京都府の動き、そして市民・事業所アンケート結果の概要を記載するものである。また、1次計画に基づく取組の検証結果として、評価指標の達成状況も記載する。

(資料を元に説明)

議長： 膨大なボリュームで読むのが大変ですが、何か質問はございませんか。

今回はアンケートがあったので、掲載しているグラフや分析も前回計画よりもページ数はかなり多いと思いますが、基本的にこのまま計画として載ることになるのですか。

事務局： その予定です。

議長： 読むのに2時間くらいかかりました。今回も内容をコンパクトにまとめたダイジェスト版を作って、はっきりと「ここは」というのを出示していただけませんか。

事務局： 評価指標は新たに作ります。数値目標を作ります。掲載する場所がどこになるかは検討中ですが、新たに載せます。概要版も作成します。

議長： 他に何かご意見はございませんか。

この後のスケジュールはどうなっていますか。今日、意見を出すのが難しいと思います。次の会議では何をする予定でしょうか。

意見を出すなら10月20日くらいまで大丈夫ですか。

事務局： 次回は素案の確定です。指標や参考資料を付けたうえで、ご意見など何かあれば、女性センターの方にご連絡ください。

事務局： 目を通していただいてご意見があれば。特に今回の計画の趣旨について、資料もたくさんありますが、世界的な流れの中でジェンダー平等の観点が重要であるということで、文言を見たらうえて、事務局で体系から見直しました。重点目標に関してこれから大きく変える必要はないと思いますが、施策の方向など具体的なところで入れた方がよいことなどがあれば意見をいただきたいと思います。評価指標については計画の進行管理というところがありますが、多くの施策の項目の進

捗状況を毎年点検評価するということです。

今回アンケートを取る中で、「男は仕事、女は家庭」といった役割分担意識にとらわれない人の割合が増えてきているのかどうかということが、いろいろな施策をやっていくなかで意識が変わっていった、社会が男女共同参画の方向に向かい、ジェンダー平等に向かった世界に取組が進んできているかが結果に表れてくると思っています。成果指標で成果として上がってくる項目を次回までに提案させていただきたいと思います。

ただ、今回のアンケートにおいても、性別役割分担の意識にとらわれない割合が、前回アンケートの34.5%に対して現状では33.7%が数字で上がってきているので、前回60%という目標値を挙げていますが、現状維持でいくのか、更に目標値を上げていくのか、前回との評価指標の状況を見て次回に提案させていただきたいと思います。その辺の計画の方向性や目標とすべき到達点を一定審議会で審議いただいく必要があると思うので、「これは」というところがあればご意見をいただきたいと思います。もう一度確認いただいたうえで、何かあれば事務局までご一報ください。

議長： 計画の体系で基本目標3つ、重点目標10というのはこれでよいでしょうか。

事務局： 概ね大きな括りとしてはこれでいいのではないかとということで提案させていただいています。大きく考え方が違うというところがあれば教えていただきたいと思います。

議長： 施策の方向についてはもう少し細かく「こういうものも入れたらどうか」ということも。

事務局： 基本目標や重点目標を達成するための方策について、意識しておかなければいけないのは細かいところになります。目標値を挙げているところに何かあれば教えていただきたいです。そういうことを方向性の中に盛り込むことによって、基本目標や重点目標を達成していくためにつながっていくと思います。

議長： 何かご意見はございませんか。

議長： 「施策の方向1から10が女性活躍推進計画に該当する」、「11から16がDV防止基本計画という」とおっしゃっていましたが、これは具体的に独立させて計画として推進していく形になるのですか。

事務局： 基本目標1全体が女性活躍推進計画です。基本目標2の人権尊重と

安全・安心な暮らしの実現の5, 6にあたる部分が市町村のDV防止基本計画を兼ねています。

議 長： 私のイメージでは、男女共同参画計画自体が女性活躍推進計画とイコールだと思っていました。17以降も女性活躍推のために必要な施策が多いと思っていました。この切り方をここに載せてしまうと意味を狭くしてしまう気がします。例えば8, 9にも「女性の活躍のためには男性もこうしてほしい」ということが入っています。地域でも、防災にもそういう視点を入れようということであり、上の4つだけが女性活躍推進計画のように書かれてしまうと少し違うのではありませんか。

事務局： 「計画の位置づけ」のところを見ると、男女共同参画基本法に基づいた男女共同参画計画がこの計画になる。それに関連して、2つ目の配偶者暴力防止法、女性活躍推進法に基づいてそれぞれ市町村のDV防止計画、市町村女性活躍推進計画も出てきます。それぞれが個別の計画を作るのではなく、男女共同参画計画が全体的なものを包括しています。

男女共同参画計画の中で、「このような項目でそれぞれの法律に基づく市町村のDV防止基本計画や市町村の男女共同参画計画の内容がこの部分に含まれているということを提示したい」という意味です。それぞれの法律のどの項目に該当するか、表現については他のことに関わってくるかわかりません。大事なところでの表記については、今ご意見をいただいたので、もう少し事務局で精査させていただきたいと思います。大きな括りの計画として男女共同参画計画があり、その中に包含されるような形でそれぞれの個別の計画が含まれています。計画の中に2つの計画が含まれているので、特に取り出して個別の計画を作る予定はございません。

議 長： 市民意識調査における比較の⑤男女の地位の分野別平等感で、政治の場の分野別平等感が今回の方が非常に低くなっています。政治の場という国政をイメージするので、内閣の女性が少なくなっていることが背景にあるかと思いますが、その辺りの解説がないと、木津川市の政治をイメージする人もいると思います。市では市長が女性で、女性議員の数も増えてきています。数字だけ挙げると木津川市のイメージがマイナスになる気がします。

事務局： 国の対策についての不平等という意識だと思います。市としてこの不平等感を受けてどう取り組んでいくのかということはあると思いますが、市でできることは、女性委員や審議会など政策決定の場に女性が1名でも多くということが課題だと考えています。

	<p>スケジュールを確認していただきたい。</p> <p>事務局： 次回の審議会は11月11日。午後2時からです。</p> <p>議長： ご意見があれば、10月20日くらいまでに女性センターにお願いいたします。</p> <p>それでは、議事はこれで終了します。進行は事務局にお返しします。</p> <p><b>6. その他</b></p> <p>事務局： 次回の審議会は、11月11日（水）午後2時から開催させていただきます。後日改めて開催通知させていただきますので、ご出席いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p><b>7. 閉会</b></p> <p>事務局： 以上をもちまして令和2年度第2回木津川市男女共同参画審議会を終了させていただきます。本日はお忙しいなかご出席いただきありがとうございました。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>特になし。</p>